

# 桐生市立商業高等学校定時制課程 生徒心得

## 第1章 学 業

- 第1条 学習は筋道を立てて深く考え、積極的に自学自習の習慣を養い、毎日の予習復習を欠かさない。
- 第2条 始業前、少なくとも10分前までに登校するように心掛ける。
- 第3条 始業及び終業の時刻は次の通りとする。ただし、行事予定により変更することがある。  
始業 17時30分 終業 20時50分 下校 21時30分
- 第4条 下校時刻後は、特に許可を得た者以外は居残らない。

## 第2章 服装・礼節

- 第5条 服装は常に華美でないものとし、生徒としての気品を保つ。制服を着用する場合は、全日制の規定に準ずる学生服を着用する。なお、指輪やピアス等の装身具の着用、化粧は認めない。
- 第6条 頭髪は、清潔感ある長さを心がける。なお、頭髪の変色・変形は認めない。
- 第7条 言葉遣いは、ていねいかつ明確にする。
- 第8条 誰に対しても率先して挨拶する。
- 第9条 校長室、職員室等に出入する際、また来校者に対しては会釈をする等の礼儀を欠かさない。

## 第3章 風 紀

- 第10条 本校生徒は、相互に理解と尊敬の念を持つ。
- 第11条 法律等により禁止されている行為をしない。
- 第12条 バイク及び自動車の使用については、別に定める。

## 第4章 出席・欠席

- 第13条 理由なく欠席、遅刻、早退、欠課等をしない。
- 第14条 欠席または遅刻をする場合は、事前に学級担任へ連絡し、許可を得る。
- 第15条 欠課、早退、または見学をしようとする場合は、事前に学級担任及び教科担任の許可を得る。
- 第16条 遅刻、早退の場合は、必ず所定の用紙に記入し、その理由を届け出る。
- 第17条 次の場合、学校長に届け出て、規定に従って忌引き扱いを受けることができる。

一 両親	7 日
二 祖父母・兄弟姉妹	3 日
三 曾祖父母・伯叔父母	1 日
四 義理の兄弟姉妹	1 日

## 第5章 保健・衛生

- 第18条 常に規則正しい生活をし、清潔を重んじるとともに、個々の体力に応じた運動に取り組み、自ら健康の保持増進に努める。
- 第19条 学校内外の環境の美化・清掃に積極的に努める。
- 第20条 学校にいる間に疾病傷害等の事故のあった際は、速やかに養護教諭、関係教師または学級担任に連絡し、指示・指導を受ける。
- 第21条 生徒は、通学の際に靴を着用する。また、上履きは本校所定のものを必ず着用し、上履きと下履きの区別は厳格にする。

## 第6章 雑 則

- 第22条 校外諸団体に参加しようとする場合は、校長の許可を得る。参加を許された場合は、随時経過報告をする。
- 第23条 公共物は愛護する。故意または過失により損傷したと認められる時は弁償の責任をとる。
- 第24条 生徒同士の金銭物品の貸借交換等は絶対に行わない。必要な場合は、学級担任に申し出る。
- 第25条 登校後は、許可なく校外に出ない。やむを得ず外出する場合は、事前に学級担任に申し出て、許可を得る。
- 第26条 授業料その他諸費用は、定められた日までに納入する。
- 第27条 休日登校の際は、事前に責任者に届け出て、その指示に従う。
- 第28条 この心得に定めていない事項については、本校生徒としての自覚と良識によって判断をして行動すること。
- 第29条 この心得に違反した際は、特別指導規定に基づき必要な指導を行う。

平成 9年 3月28日 一部改訂（第2章、第3章）

平成21年12月 2日 一部改訂

平成27年 3月20日 一部改訂

令和 3年 3月19日 一部改正

令和 4年 3月14日 一部改正

令和 5年10月24日 一部改正